

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 **地域交流部** 港湾課

法令名	佐賀県港湾管理条例			法令番号	昭和47年法律第36号			
手続名	権利譲渡等の許可			根拠条項	条例第14条			
審査基準	<p>1 港湾施設を使用する権利については、次に掲げる事項をすべて満たす場合に許可する。</p> <p>(1) 港湾施設が有効かつ効率的に使用されること。 (2) 工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。 (3) 港湾施設を減失等又は損傷させるおそれがないこと。 (4) 周辺の環境を悪化させるおそれがないこと。 (5) 港湾計画上及び工事に支障が生じないこと。 (6) 近傍に立地する他の事業者等の活動に支障を与えないこと。 (7) 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。 (8) その他公益の確保に著しい障害を生ずるおそれがないこと。 (9) 譲渡等をする理由が明確であること。</p> <p>2 占用等をする権利については、次に掲げる事項をすべて満たす場合に許可する。</p> <p>(1) 港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置付けられていること。 (2) 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。 (3) 工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。 (4) 土砂採取、危険物等の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。 (5) 周辺の船舶の航行に支障を与えないこと。 (6) 近傍に立地する他の事業者等の活動に支障を与えないこと。 (7) 環境を悪化させるおそれがないこと。 (8) 譲渡等をする理由が明確であること。</p>							
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間 20日 標準経由期間 日	目次 No.